

入札の心得

千葉県における物品・委託等の入札は、「入札約款（物品・委託等）」に定めるところにより執行しますが、特に下記事項に留意のうえ入札を行って下さい。

記

1. 電子入札による入札の参加について

入札者は、入札書を電子入札システムにより作成し、公告又は通知書に示した時刻までに、電子入札システムにより提出しなければならない。

2. 紙入札による入札の参加について

(1) 入札者は、入札書の提出に際し、県様式による誓約書を提出しなければならない。

なお、入札者が代理人（「復代理人を含む」以下同じ）の場合は、県様式による委任状も併せて提出しなければならない。

(2) 年間代理人の届出がされている場合は、年間委任状の写しも併せて提出しなければならない。

(3) 入札者は、県様式による入札書を作成し、封かんの上、件名・入札者名を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに、入札箱に投入しなければならない。

(4) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

3. 無効となる入札について

次の各号に該当する入札は無効とするものとする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く）

(3) 明らかに談合であると認められる入札

(4) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札

(5) 電子入札による場合、電子認証（ICカード）を不正に使用した入札

(6) 紙入札による場合

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ロ 記名、押印を欠く入札

ハ 金額を訂正した入札

ニ 誤字、脱字により意思表示が不明瞭である入札

(7) 低入札価格調査において、事情聴取に協力しない者、及び契約担当者から指示さ

れた書類を規定の期限までに提出しない者のした入札

(8) その他入札に関する条件に違反した入札

4. 落札者の決定について

(1) 落札者の決定は、入札を行った者のうち、予定価格以下で最低価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに電子くじ又はくじ引きを実施して落札者を決定する。

5. 再度入札について

開札の結果、入札参加者全員が予定価格に達しない場合の再度入札は、次のとおりとする。

(1) 再度入札は1回とする。

(2) 入札が無効になった者は、再度入札には参加できないものとする。

(3) 1回目の入札に参加しない者は、再度入札には参加できないものとする。

6. 異議の申立てについて

入札をした者は、入札後、入札約款、仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(注) 総合評価落札方式による入札、低入札価格調査制度の適用を受ける入札及び最低制限価格を設ける入札については、入札約款及び関係要領の定めるところによる。